議案第１８９号

上越市使用料の徴収に関する条例の一部改正について

上越市使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

上越市使用料の徴収に関する条例（昭和４６年上越市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

別表⑴アの表屋内運動場及び屋外運動場の項中「５００円」を「５１０円」に改め、同表⑴アの表プールの項中「１５０円」を「１６０円」に、「１００円」を「１１０円」に改め、同表⑴アの表備考３及び備考４中「４００円」を「４１０円」に改め、同表⑴アの表備考５中「８００円」を「８２０円」に改め、同表⑴イの表高田西小学校屋外運動場の項から春日中学校屋外運動場の項までの規定中「２，４００円」を「２，４５０円」に改め、同表⑴イの表大島中学校屋外運動場の項を削り、同表⑴イの表大潟町中学校屋外テニスコートの項中「５００円」を「５１０円」に改め、同表⑴イの表清里中学校屋外運動場の項中「２，４００円」を「２，４５０円」に改め、同表⑴イの表三和中学校屋外運動場の項を削り、同表⑴イの表備考４中「又は三和中学校屋外運動場」及び「それぞれ」を削り、同表⑵の表白山会館の部多目的集会室の項中「２３０円」を「２８０円」に改め、同部調理実習室の項から第２研修室の項までの規定中「１００円」を「１２０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　次号に掲げる改正規定以外の改正規定及び次項の規定　公布の日

⑵　別表⑴イの表大島中学校屋外運動場の項及び三和中学校屋外運動場の項を削る改正規定並びに同表⑴イの表備考４の改正規定　令和２年４月１日

（適用区分）

２　前項第１号に掲げる改正規定による改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。